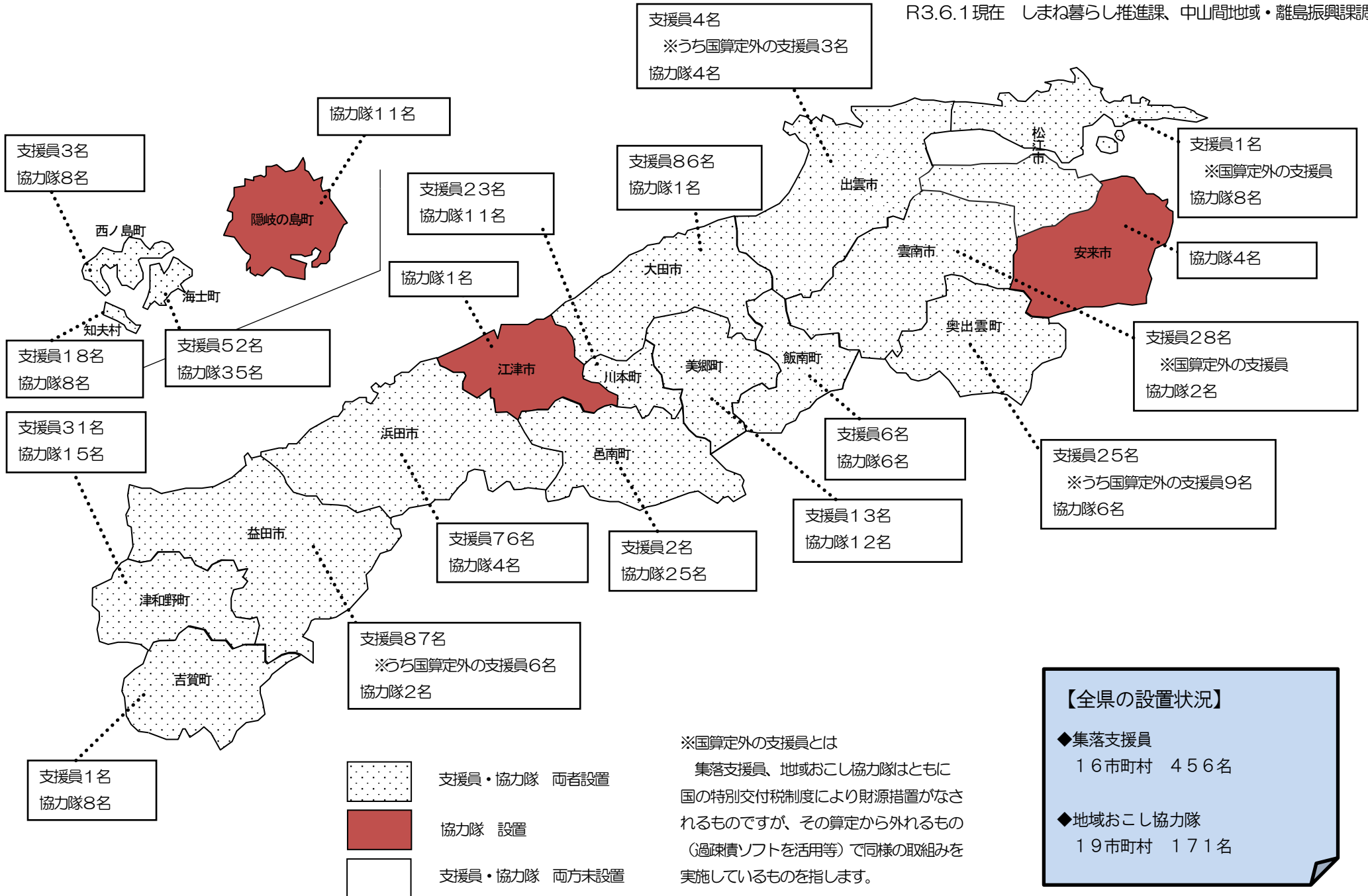


「集落支援員」・「地域おこし協力隊」の設置状況

R3.6.1現在 しまね暮らし推進課、中山間地域・離島振興課調べ



※国算定外の支援員とは
集落支援員、地域おこし協力隊はともに国の特別交付税制度により財源措置がなされるものですが、その算定から外れるもの（過疎費ソフトを活用等）で同様の取組みを実施しているものを指します。

【全県の設置状況】

- ◆集落支援員
16市町村 456名
- ◆地域おこし協力隊
19市町村 171名

- 支援員・協力隊 両者設置
- 協力隊 設置
- 支援員・協力隊 両方未設置